

別紙 1

東員町統合型地理情報システム構築運用業務基本仕様書

1 業務概要

(1) 本仕様書の位置づけ

東員町統合型地理情報システム構築運用業務（以下「本業務」という。）に係る基本的な内容を記した仕様書を「基本仕様書」とし、基本仕様書に記載の事項はすべて必須であるので、提案書における記載に関わらず履行するものとする。

受託候補者の決定後、本業務のプロポーザルに係る全ての要領及び基本仕様書等各種文書並びに提案内容に基づき、本町が指定する期限までに、業務内容を詳細に明示した特記仕様書を別途作成するものとする。

(2) 業務目的

本業務は、現行の東員町統合型地理情報システム（以下「統合型 GIS」という。）が導入後 5 年を経過しハードウェア等の保守に支障をきたすことを踏まえ、現状の業務に応じた機能の見直しを行い、統合型 GIS の再構築することにより、行政サービス向上や業務効率化に資することを目的とする。

(3) 稼働予定日

平成 31 年 2 月 1 日

※本町が予定する稼働日以外で安定的かつ効率的な稼働スケジュールがあれば提案可能。

(4) 稼働期間

稼働日から 72 ヶ月間とする。ただし、それ以降も継続して使用することができるシステムであること。

2 機器要件

(1) 利用端末

① システムは、次に示す既存端末でストレスなく動作すること。

- ・ 対象台数：約 150 台
- ・ CPU：1.8GHz～3.2GHz
- ・ メモリ：2～4GB
- ・ OS：Windows7 32bit（64bit、Windows 8 以降でも動作すること）

② システムの稼働期間内に OS や Internet Explorer の新バージョン、及びシステムが依存するプラグイン、実行環境等の新バージョンが出た場合でもシステム対応できること。システム対応に係る費用は、システム利用料に含めること。

③ 印刷は既存プリンタ（FUJITSU XL-9440）への印刷に対応していること。プリンタに関して特別な要件や留意点があれば提示すること。

(2) ライセンス

① システムライセンス

- ・統合型 GIS 同時アクセス 10 台以上
- ・固定資産管理（公図・地番図閲覧） 同時アクセス 2 台以上
- ・下水道管理 同時アクセス 1 台以上

② 住宅地図ライセンス

システムで表示、閲覧するための住宅地図データ「株式会社ゼンリン社製 Z-map Town II」の同時アクセス 10 台分（6 年間更新付）

(3) 庁内ネットワーク環境

インターネット環境から分離された、既存の庁内内部情報系（LGWAN 系）ネットワークを利用すること。本業務サーバを設置するラック内で必要となるネットワーク機器は、本業務において調達すること。

(4) サーバ環境

- ① 各サーバ機器等は、信頼性及び安定性が高く、導入システムの安定稼動に必要なとする十分な性能を備える機器を必要数導入すること。
- ② 各サーバ機器等は、ラックマウントタイプ（19 インチ、40U）を基本とし、省スペース環境を実現すること。導入サーバ数に応じ、15 インチ以上のフラットディスプレイ（キーボード・マウス機能含む）及び切り替え機を必要数導入し、サーバラック内に必要となる装備品や消耗品などは全て導入すること。ただし、クラウド方式提案の場合はこの限りではない。
- ③ CPU 及びメモリ等は、処理能力（レスポンス等）が不足することなく、快適に安定して稼動できる十分な性能を備えること。
- ④ ハードディスク容量は、将来的なデータ量の増加にも対応できる十分な容量を確保すること。
- ⑤ サーバ機器は、停電時に 5 分以上必要電力が供給可能な無停電電源装置（UPS）を必要数備えること。また、スケジュール機能等による電源の自動管理（シャットダウン等）が可能であること。
- ⑥ バックアップ装置を備え、サーバに障害が発生した場合はデータの復旧が可能な体制を構築すること。
- ⑦ クラウド方式を提案する場合は、庁内ネットワーク関係機器の設定変更にあたり、本町ネットワーク保守事業者と協力して実施すること。
- ⑧ クラウド方式を提案する場合のデータセンターは「資料 1 データセンター要件」を満たし、町とデータセンター間の通信回線は、LGWAN 回線又は閉鎖網回線を用いることとする。

3 機能要件

(1) 位置座標

測地系は日本測地系 2000 (世界測地系)、平面位置座標は平面直角座標系第VI系に対応するものとする。

(2) システム機能要件

各システムの必須機能は、「資料2 システム機能要件」のとおり。

提案システムに係る各機能について、「標準」、「代替又は運用」、「カスタマイズ」、「対応不可」のいずれかに該当するかを記載し、企画提案書とあわせて提出すること。

(3) その他要件

- ① 庁内グループウェアシステムと連携し、シングルサインオンでログインできること。
- ② 職員コード及び所属コードを本町が管理する共通基盤と統一したコードとし、人事異動の際のデータ連携ができるように構築すること。詳細な連携方法については別途協議する。
- ③ 本町が導入する資産管理台帳システムと連携して、地図に表示・登録することができるように構築すること。詳細な連携方法については別途協議する。

4 非機能要件

(1) 信頼性

- ① 誤操作等による重要データ消去を避けるために必要な対策措置を講じること。
- ② ユーザー認証及びアクセス権限の設定により、閲覧・利用可能なデータを制限することができること。
- ③ 不正アクセス及びシステム障害等について、原因解明のために必要な証跡（アクセスログ等）を記録、保存すること。

(2) 拡張性

- ① 地図や属性データの追加・削除・更新、ユーザーデータの追加・削除・更新等が容易にできること。
- ② 利用者や利用業務の増加、又はアクセス増加に対して柔軟に対応できるシステムであること。
- ③ OS やミドルウェア及びパッケージ製品等についてバージョンアップに対応できる、互換性の高い製品を採用すること。

(3) 保守及び維持管理

- ① 障害発生時の連絡を円滑に行うための連絡体制を明確にし、障害発生時は認知から1時間以内に原因の切り分けに着手し、本町へ1次報告を行うこととする。
- ② 導入した全てのシステム（ミドルウェア等を含む）及び機器類（UPS バッテリー交換等を含む）を保守対象とし、保守費用については本業務費用に含むものとする。

- ③ 保守サポートは、原則 8:30 から 17:30 (土日祝日除く。)までとする。ただし、緊急時の障害受付・対応については、時間を問わず迅速に対応すること。
 - ④ 定期点検等による障害の事前防止に努めること。なお、点検頻度等について、企画提案書に示すこと。
- (4) 運用サポート
- ① システム操作方法及び管理業務等に関する問合せ窓口(ヘルプデスク)を設置すること。対応は、原則 8:30 から 17:30 (土日祝日除く。)までとする。問い合わせに対しては、原則 3 営業日以内に回答すること。
 - ② 本業務で構築・運用するシステムの運用上発生した障害及びトラブル等について、発生や復旧日時、原因、対応状況について記録・管理し、本町へ報告すること。
 - ③ 人事異動時による、ユーザー認証及びアクセス権限の設定変更及び追加等の作業について、本町と協力して実施すること。
 - ④ システム搭載データの更新は、「資料 3 システム搭載データ更新計画」のとおりとし、発生する費用は本業務費用に含むものとする。

5 業務要件

(1) 基本データセットアップ

新システム構築にあたり、庁内複数部署で利用可能な次の基本データを変換、調整し、新システムに搭載する。

システム搭載データ更新計画(資料 3)に留意し、最新のデータをシステム搭載すること。

- ① 地形図データ
- ② 航空写真データ
- ③ 地番図データ
- ④ 公図データ
- ⑤ 町道台帳データ
- ⑥ 上水道台帳データ
- ⑦ 下水道台帳データ
- ⑧ 林地台帳データ
- ⑨ 固定資産(公有財産)台帳データ ※新規データ
- ⑩ 住宅地図データ

(2) 既存システムからのデータ移行

既存システムに格納しているデータを全て新システムに移行し、既存システムと同等の地図表現、視認性、操作性を実現すること。データ移行するデータ一覧については「資料 4 東員町統合型 GIS 地図及びレイヤー一覧」のとおりとする。データは全て Shape 形式にて貸与可能であるが、新システム構築におけるデータ変換に係る費

用は受託者が負担すること。

(3) 座標変換

座標変換は、システムに搭載するデータのうち、旧座標（日本測地系）のものは新座標（世界測地系）に変換を行うものとする。

(4) 業務報告

本業務において、受託者は本町と打ち合わせを十分に行うものとし、作業進捗状況に応じて随時本町へ報告すること。また、打ち合わせの際には「打ち合わせ記録簿」を都度作成し、1部ずつ保管するものとする。なお、業務遂行中に関係者又は関係部署と折衝を必要とする事項が生じた場合は、本町と協議の上、決定すること。

(5) 動作確認

動作確認は、データ移行後に受注者の社内環境にて動作確認を行うとともに、本町のネットワーク環境上にてサーバの動作確認を行い、本町と協力して端末における接続確認及び動作確認を行うものとする。

(6) 操作研修

① 新システム毎に管理者用及び利用者用の操作マニュアルを作成すること。

② 本稼動前に職員に対して操作研修を行うものとする。

- ・一般利用者向け 2回程度
- ・システム管理者向け 1回程度
- ・個別システム利用者向け 必要に応じて実施

③ 稼動期間中、必要に応じ操作研修を年1回程度行うこと。

(7) 成果品

- | | |
|-------------------------|-------|
| ① 統合型 GIS 利用環境（個別機能を含む） | 1式 |
| ② 業務実施計画書 | 1部 |
| ③ 運用サポート計画書 | 1部 |
| ④ 利用者向け操作マニュアル | 50部程度 |
| ⑤ システム管理者向け操作マニュアル | 3部 |
| ⑥ システムに関するドキュメント類 | 1式 |
| ⑦ 端末設定資材及び設定マニュアル | 1式 |
| ⑧ 打ち合わせ記録簿 | 1部 |
| ⑨ 業務完了報告書 | 1部 |

※②～⑦については、電子データも CD-R 又は DVD-R 等に保存して提出すること。

6 特記事項

(1) 準拠法令

本業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、次の関係法令等に準拠すること。

- ① 地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年 法律第 63 号）

- ② 測量法（昭和 24 年 法律第 188 号）
 - ③ 都市計画法（昭和 43 年 法律第 100 号）
 - ④ 著作権法（昭和 45 年 法律第 48 号）
 - ⑤ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 法律第 57 号）
 - ⑥ 統合型 GIS 推進指針（平成 20 年 3 月 総務省）
 - ⑦ 地理情報標準プロファイル（JPGIS）（国土交通省）
 - ⑧ 地番現況図基準マニュアル（（財）資産評価システム研究センター）
 - ⑨ 東員町財務規則（昭和 63 年 規則第 11 号）
 - ⑩ 東員町個人情報保護条例（平成 15 年 条例第 23 号）
 - ⑪ 東員町個人情報保護条例施行規則（平成 16 年 規則第 1 号）
 - ⑫ 東員町セキュリティポリシー（平成 29 年 訓令第 9 号）
 - ⑬ その他の関係法令・規則・通達等
- (2) 権利の帰属
- 本業務における成果品の著作権は、全て本町に帰属するものとする。但し、受注者が成果物の作成にあたって開発したシステムプログラム及びデータベースについては、適用外とする。
- (3) 機密保持
- 本業務の受託者は、個人情報の保護に関する法律及び東員町個人情報保護条例に従い、個人情報を適切に取扱うものとし、本業務の履行上知り得た守秘すべき事項については、本業務の完了後も第三者へ漏らしてはならない。
- また、本町が提出した資料やデータ類については、万全の管理を行うとともに、本業務以外の目的で使用してはならない。
- (4) 瑕疵
- 瑕疵等に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに本町が必要と認める修正その他必要な作業を受託者の負担において行うものとする。
- (5) その他
- 本仕様書に付随する業務に基づく作業において、本町からの要求があれば適切に対応、報告を行うこと。また、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、本町と協議の上実施することとする。